

平成28年6月8日

登録の抹消による会員資格の喪失

一般社団法人日本投資顧問業協会

ドラグーンキャピタル株式会社（会員番号 012-02518 号）は、関東財務局長から金融商品取引法第52条第1項の規定に基づく登録取消処分を受け、同法第55条第1項の規定に基づき登録の抹消がなされたことに伴い、平成28年6月8日をもって、定款第13条第1項第2号及び「会員の資格及び届出に関する規則」第11条の規定により、会員資格を喪失しました。

以上